

介護保険料を改定しました

65歳以上の方(第1号被保険者)の介護保険料基準月額は5,600円です

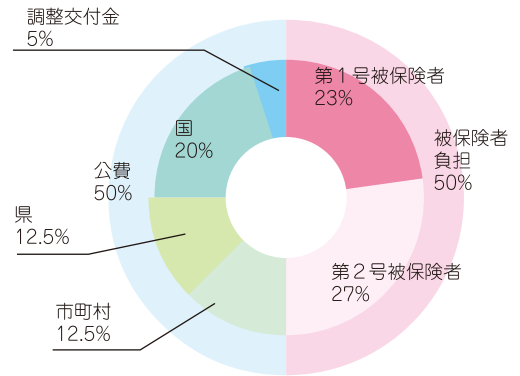
介護保険料は、今後3年間でどのような介護サービスがどれくらい必要となるのかを推計して3年ごとに見直されます。

高齢化が進み、介護サービスの利用者や利用料が増大している現状などを考慮して、平成30年度から3年間の介護保険料が決定しました。

介護保険の財源

介護サービスに必要な費用は、40歳以上の方が納める保険料と、国・県・町の「公費(税金)」の半々でまかなわれています。

保険料の50%は、40~64歳の「第2号被保険者」が27%を、残りの23%を65歳以上の「第1号被保険者」が負担することとされています。



基準額の決まり方

安八郡広域連合で必要な介護サービスの総費用



65歳以上の方の負担分(23%)



安八郡広域連合内に住む65歳以上の方の人数



安八郡広域連合の保険料 基準月額5,600円(年額67,200円)

※保険料は、基準額をもとに決められますが、所得により異なります。

所得段階	町民税		対象となる方	調整率	保険料		
	本人	世帯			月額	年額	
第1段階	非課税	非課税	生活保護受給の方・老齢福祉年金受給の方 年金収入額+所得金額80万円以下の方	× 0.45	2,500円	30,000円	
第2段階			前年の 前年の 収入所得 額の合計 と	80万円超120万円以下の方	× 0.75	4,200円	50,400円
第3段階				120万円超の方	× 0.75	4,200円	50,400円
第4段階				80万円以下の方	× 0.90	5,000円	60,000円
第5段階				80万円超の方	× 1.00	5,600円	67,200円
第6段階	課税	課税	120万円未満の方	× 1.20	6,700円	80,400円	
第7段階			200万円未満の方	× 1.30	7,300円	87,600円	
第8段階			300万円未満の方	× 1.50	8,400円	100,800円	
第9段階			300万円以上の方	× 1.70	9,500円	114,000円	

(月額は100円未満を四捨五入して計算しています。)

【問い合わせ】 安八郡広域連合 (☎ 63-2050)